

食品衛生関係 許可・届出業種一覧

1 営業許可が必要な業種

業種	業種
調理業	飲食店営業、調理の機能を有する自動販売機による営業※
製造業	菓子製造業、アイスクリーム類製造業、乳製品製造業 清涼飲料水製造業、食肉製品製造業、水産製品製造業 氷雪製造業、液卵製造業、食用油脂製造業、みそ又はしょうゆ製造業、 酒類製造業、豆腐製造業、納豆製造業、麺類製造業、そうざい製造業 複合型そうざい製造業、冷凍食品製造業、複合型冷凍食品製造業 漬物製造業、密封包装食品製造業、食品の小分け業、添加物製造業
販売業	食肉販売業（包装品販売を除く）、魚介類販売業（包装品販売を除く） 魚介類競り売り営業
処理業、その他	集乳業、乳処理業、特別牛乳搾取処理業、食肉処理業 食品の放射線照射業

※容器包装に入れられず、又は容器包装で包まれない状態の食品に直接接する部分を自動的に洗浄するための装置
その他の食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な装置を有するものを除く。

2 営業許可申請手数料

業種	手数料	業種	手数料
飲食店営業 水産製品製造業 みそ又はしょうゆ製造業 酒類製造業	18,000 円	魚介類競り売り営業 乳処理業 特別牛乳搾取処理業 食肉処理業 食品の放射線照射業	23,000 円
菓子製造業 アイスクリーム類製造業 液卵製造業 豆腐製造業 納豆製造業 麺類製造業 漬物製造業 食品の小分け業	16,000 円	乳製品製造業 清涼飲料水製造業 食肉製品製造業 氷雪製造業 食用油脂製造業 そうざい製造業 複合型そうざい製造業 冷凍食品製造業 複合型冷凍食品製造業 密封包装食品製造業 添加物製造業	
調理機能を有する自動販売機による営業 食肉販売業 魚介類販売業 集乳業	11,000 円		

食品衛生関係 許可・届出業種一覧

3 営業届出が必要な業種

新たな食品衛生法の「**要許可業種（32業種）**」と「**届出が不要な業種**」以外の営業は**届出を必ず必要**があります。下記業種のうち、該当する業種を選択し届出をしてください。複数の届出業種で営業する場合は代表的な1業種について届出してください。

区分	業種
旧許可業種であった営業	魚介類販売業(包装品※)、食肉販売業(包装品※)、乳類販売業 氷雪販売業、コップ式自動販売機(自動洗浄、屋内設置)
販売業	弁当販売業、野菜果物販売業、米穀類販売業、百貨店、総合スーパー 通信販売、訪問販売による販売業、コンビニエンスストア 自動販売機による販売業(コップ式自動販売機(自動洗浄、屋内設置)及び営業許可の対象は除く)、その他の食料、飲料販売業
製造、加工業	添加物製造、加工業(要許可対象は除く)、健康食品の製造、加工業 コーヒー製造、加工業(飲料製造を除く)、調味料製造、加工業 農産保存食料品製造、加工業、糖類製造、加工業、精穀、製粉業 製茶業、海藻製造、加工業、卵選別包装業 その他の食料品製造、加工業
上記以外のもの	行商、露店、仮設店舗等(要許可業種を除く) 器具及び容器包装の製造、加工業(合成樹脂使用のものに限る) 集団給食施設(調理業務を委託している施設及び1回の提供食数が20食未満の施設を除く)、その他

※包装品を仕入れて、そのまま販売する業態に限ります。

4 営業届出が不要な業種

下記の業種は営業許可申請、届出の必要はありません。

- (1) 食品、添加物の輸入業
- (2) 食品、添加物の貯蔵(冷凍、冷蔵倉庫業を除く)、運搬のみをする営業
- (3) 長期間保存できる包装食品の販売業(冷凍、冷蔵品は除く)
- (4) 器具容器包装の製造業(合成樹脂製品は除く)
- (5) 器具容器包装の輸入又は販売業
- (6) 集団給食施設(調理業務を委託している業者が許可を取得している場合又は1回20食未満の施設)
- (7) 農業、漁業などの採取業